

事務連絡
令和3年7月28日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局看護課

中央ナースセンター事業（新型コロナウイルス感染症にかか
るワクチン接種人材確保業務）の期間延長について

日頃より、看護行政の推進に多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記事業につきましては、本年6月8日付けの事務連絡によりご案内して
おりますが、引き続き、ワクチン接種体制確保の支援を行う観点から、本事業の期
限を11月までの期間中まで延長することとされましたので、都道府県ナースセ
ンターを所管している貴職におかれましても御了知いただくとともに、潜在看
護職等のさらなる確保にご協力いただきますようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省医政局看護課

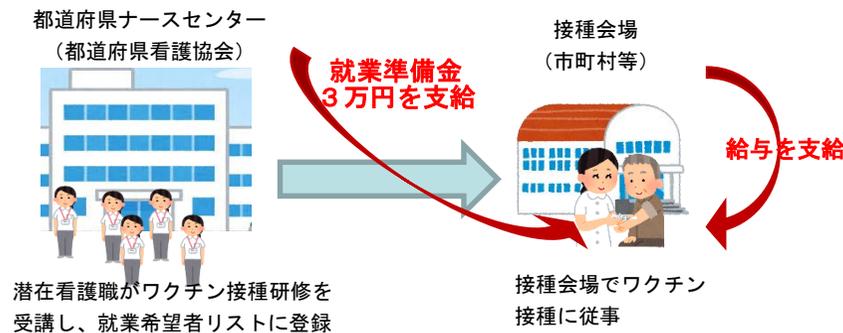
担当者：村井、荒木

電話：03-5253-1111（内線4171、4166）

ワクチン接種のための潜在看護職のさらなる活用について

概要

- 7月末までの高齢者向けのワクチン接種の完了を目指して、各自治体がワクチン接種体制の確保に取り組んでいる中、ワクチン接種を行う看護職の確保が進まないという声がある。
- 潜在看護職をワクチン接種にさらに活用し、安全かつ効率的な接種を行うため、5月21日以降から**11月までの期間中**に潜在看護職が都道府県ナースセンターでワクチン接種研修を受講し、ワクチン接種就業希望者リストに登録して、新規雇用により**ワクチン接種業務に従事**した場合に、都道府県ナースセンターから当該潜在看護職に対して、**就業準備金として3万円を支給**する。



経費の流れ

- 既存の医療施設運営費等補助金の「中央ナースセンター事業」を活用し、国から日本看護協会(中央ナースセンター)に交付し、日本看護協会から都道府県看護協会(都道府県ナースセンター)に交付する。